

様式第1号（第8条関係）

産業財産権出願事業補助金交付申請書

令和6年4月1日

（宛先）静岡市長

住所 静岡市清水区旭町6番8号
申請者
氏名 □□工業株式会社
代表取締役 ○○○○
電話番号 054-354-2058

補助金の交付を受けたいので、静岡市産業財産権出願事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の種類

- (1) 特許出願
 (2) 実用新案登録出願
(該当するものを○で囲んでください。)

2 共同出願者（共同出願の場合記入してください。）

- (1) 住所（法人又は団体にあつては、その主たる事務所の所在地）
(2) 氏名（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

3 交付申請額 ○○○○円

4 出願等の概要

(1) 従来技術等（解決の問題点他）

従来、○○の作業工程においては、作業者が○○するなどして作業を行うが、この方法では作業者が○○をしなくてはならないという問題点がある。特開0000-000000は○○という方法を開示したが、××という問題点がある。

(2) 従来技術等（解決の手段他）

そこで、上記問題点を解決するため、〇〇と〇〇とを備え、

～～

という装置を考案した。

(3) 上記の固有効果

本発明によれば、

(2) 従来技術等（解決の手段他）に記載した内容が具体的にどのようなものなのか記載してください。

することができる。

5 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 登記事項証明書（申請者が法人の場合に限る。）
- (5) 事業活動の実態が確認できる書類（申請者が個人の場合に限る。）
- (6) 構成員名簿（申請者が団体の場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第2号（第8条、第11条、第13条関係）

事業計画書（変更事業計画書・事業報告書）

1 名称等 ○○○○の特許（実用新案）出願

2 目的 企業競争力向上とともに知的財産保護のため。

3 期間 令和○年○月 ～ 令和○年○月

※出願をしてから費用の支払いが完了するまでの期間を記載してください。

4 具体的内容

出願の概要を記載してください。

5 その他

様式第3号（第8条、第11条、第13条関係）

収支予算書（変更収支予算書・収支決算書）

1 収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
静岡市補助金	100,000		
自己負担	208,000		
合 計	308,000		

2 支出の部

科 目	予算額	決算額	摘 要
対 象 経 費	出願手数料	200,000	
	●●料	20,000	
	●●料	20,000	
	●●料	20,000	
	印紙代	20,000	
	函面代	20,000	
	小 計	300,000	
対 象 外 経 費	消費税	28,000	
	小 計	28,000	
合 計	308,000		

様式第4号（第8条関係）

誓約書

令和6年4月1日

（宛先）静岡市長

住所 静岡市清水区旭町6番8号

申請者

氏名 □□工業株式会社
代表取締役 ○○○○

電話番号 054-354-2058

静岡市産業財産権出願事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請するにあたり、次の内容について、誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

チェック	
<input checked="" type="checkbox"/>	全ての交付対象要件を満たしています。 また、全ての申請内容は事実と相違ありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	下記のいずれにも該当せず、みなし大企業ではありません。 （1）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有している者 （2）発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している者 （3）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める者
<input checked="" type="checkbox"/>	市税に滞納はありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	虚偽が判明した場合は、静岡市補助金等交付規則第16条の規定により補助金を返還します。

※全ての項目にを記入してください。チェック欄の全ての項目に記入がない場合は、補助金の交付を申請することはできません。